

あきる野市武蔵引田駅北口土地区画整理事業見直しに関する検討会議 の傍聴の取り扱い等について（案）

1 会議の公開及び傍聴について

「あきる野市武蔵引田駅北口土地区画整理事業見直しに関する検討会議」（以下「検討会議」という。）の会議は、検討会議設置要領第9条の規定により、原則として公開とし、委員長の許可のもと、傍聴することができます。

2 傍聴の人数について

傍聴人の定員は、10人とします。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができます。

【参考】傍聴受付の流れ

- (1) 傍聴申込書を記載し、受付に提出してもらう。
- (2) 傍聴申込書を受け付ける。傍聴申込書は各自で持っていてもらう。

<傍聴申込者が定員内であった場合>

- (3) 傍聴申込者に注意事項を伝える。
- (4) 傍聴申込書と引換えに、ナンバー入りの傍聴券を配り、会議室に入室してもらう。また、入室の際、会議資料を渡す（個人情報等が記載されているものを除く）。

<傍聴申込者が定員を越えた場合>

- (3) 傍聴申込者に注意事項を伝える。
- (4) 傍聴申込書と引換えに、抽選を行う。
- (5 A) 当選した方には、ナンバー入りの傍聴券を配り、会議室に入室してもらう。また、入室の際に会議資料を渡す（個人情報等が記載されているものを除く）。
- (5 B) 落選した方の申込書を回収する。

3 会議録等の公表について

会議録は、毎回作成し、委員が内容を確認した上で、会議資料とともに、市ホームページ上に掲載します（個人情報等が記載されている箇所を除く）。